

小笠原村愛玩動物の適正な管理及び飼養に関する条例（素案）に対する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

小笠原村環境課

令和2年1月20日（月）から令和2年2月10日（月）までの間、「小笠原村愛玩動物の適正な管理及び飼養に関する条例（素案）」に関して御意見を募集いたしました。お寄せいただいたご意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので報告いたします。今回ご意見をお寄せいただいた方々のご協力に、厚く御礼申し上げます。いただいたご意見を踏まえ修正を検討するほか、条例の趣旨を変更しない範囲で表現の修正を行う予定です。

I 意見募集の概要

- ・意見募集期間：令和2年1月20日（月）から令和2年2月10日（月）
- ・周知方法：小笠原村環境課のホームページ
村役場環境課（総務課カウンター）及び母島支所の窓口
- ・意見提出方法：持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれか
- ・持参（村役場環境課又は母島支所庶務係）

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数：5名
- ・延べ意見数：22件

Ⅲ寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>・ 条例の目的は第1条にうたわれており重複しているため前文は不要。</p> <p>・ 前文と目的が異なることを述べており、目的にある「環境衛生の保持」が前文では薄い。</p> <p>・ 前文をもつ法令は憲法以外ない。前文を盛り込むのであれば、小笠原村環境基本条例を改正し、盛り込むことを提案した方がよい。</p> <p>・ 前文は関係者の1感想文に過ぎない。ネコ条例の目的は登録ではないし、前文は、キャンプ禁止条例、ポンコツ車条例、環境保全条例、シロアリ条例、文化財保護条例を概観するものでなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(前文・第1条関係)</p>	<p>前文は目的とは異なり、条例制定の背景や理念等を規定したものです。</p> <p>前文でも記載しましたとおり、環境衛生の悪化と希少鳥類の保全をきっかけに、ネコ対策がはじまりネコ条例が制定され、飼養登録を進めてまいりました。ネコ条例の目的は、環境衛生の保持と自然環境の保全になります。この条例もネコ条例を発展的に引継いだ形としており、「環境衛生の保持」は「人とペットと野生動物の共存」を実現する上で必要な要素であると考えています。</p> <p>今回の条例は、ペットの取扱いについて規定したものであるため、ネコをはじめとしたペットに焦点をあてています。広義の環境保全に関することは、今回省略させていただいています。</p>
2	<p>第2条に「村民とは限らない」とあるが、村民とは何か。第4条の一時的に滞在とはどの程度をさすのか。</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係・第4条関係)</p>	<p>「村民とは限らない。」の語句については、条文上言わずもがなであるところ、観光で一時的に滞在する方も含まれるという念押しのため規定しました。そのため定義を規定していませんが、基本は村内に居住している方を想定しています。</p>
3	<p>保育園でペットを飼うことが禁止されるのは何故か。</p> <p style="text-align: right;">(第2条・第6条関係)</p>	<p>保育園でのペットの飼養を妨げるものではありません。その場合は、規則第2条第7号に該当します。</p>
4	<p>犬、猫以外の持ち込み可能種については、施行規則で定めることとなっているが、施行規則の制定やそれを審議する審議会の運営は議会を通さず、役場職員や村長主導で進められる仕組みとなっており、自然環境を保全するための担保として不十分だと感じる。</p> <p style="text-align: right;">(第6条関係)</p>	<p>持ち込んでよいペットを決めるプロセスについて、条例には専門家も入った審議会に諮るよう定めています。また、別途、ペットの種類に応じた専門家にもヒアリングを行います。この2つを経なければ規則の制定ができないような仕組みとし、自然環境保全への担保を持てるようにしています。</p> <p>犬、猫以外の持ち込みを認めるペットについて、規則に委ね村長の裁量に任せるとどうかは、村議会での審議によるものとなります。</p>
5	<p>規則は、村長のみ裁量で決定することができるようになっています。このため、本条例案は、住民の権利を制限する決定に対して住民の意思を反映することができない制度となっています。住民の権利に制限を強いる内容であるからこそ、十分な住民参画と議会の議決を経て決定(改正)するという公正な制度にするべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(第6条関係)</p>	<p>ペットの持ち込みの制限については、犬、猫以外の全てのペットを条例により持ち込みを禁止した上で、規則により特例的に持ち込みを認めるペットを指定するものです。したがって、規則により新たに住民の権利を制限するものではありません。特例事項を規則に委ね村長の裁量に任せるとどうかは、村議会での審議によることとなります。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	<p>・生態系保全のために、ペット条例を作ることは賛成です。特に、配慮無く持ち込まれる生態系にとって脅威となる動物の侵入、拡散防止には不可欠だと考えます。一方で予算も限られているでしょうし、優先順位は付け、全てルールを一律にするのではなく、特にすでに島内に持ち込まれ脅威の無いもの・低い物についてはルールを再検討することを要望します。世界自然遺産とはいえ現に人間が生活する島です。締め付けすぎは良い結果をもたらさないと考えます。</p> <p>・小笠原には貴重な自然はありますが、実際に島の子がそのコアに触れる機会は少なく、規制ばかりが押し付けられ、自然に囲まれているのに触れる機会は想像以上に少ないというのが生活しての実感です。子供が島内の海や川で採ってきた生き物、かにやグッピーや昆虫などまで、30日を超えての場合、届出が必要となるようですが、これには反対です。今まで通り自由に捕まえ、そして飼うのであれば責任をもって最後まで面倒をみる、それを阻害することになりかねないので、(現状で島の生態系に脅威を与えていない種で)島内で捕まえ飼育する程度のものについては届け出の義務を課すべきではないと考えます。申請が面倒なので30日になったら捨ててくる、というのが習慣になることも十分危惧されます。そうなった場合、子供たちに教育的にどうでしょうか。ルール無視で飼い続けた時、それをすべて把握できますか。現状で島の生態系に脅威を与えていない種に関して労力をかけるのなら、もっと他に優先すべき事があると思います。</p> <p style="text-align: right;">(第8条関係)</p>	<p>ご意見にあるように、島内で自由に捕まえ飼うのであれば責任を持って最期まで面倒をみることにに関して、今回義務化しようと考えています。既に島内で捕まえた動物をきちんと管理されている方には、新たに何かできなくなることはありません。ただ、ペットの取扱いについては個々人で管理状況が異なり、特に家畜化されていない野生由来の動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が求められます。一定の水準で管理するためにも、全てのペットに対して登録する規定を設けました。ただし、島内で捕まえる度に登録することは、子どもたちが自由に捕まえることを阻害することにつながりかねませんので、30日を越えた場合のみ登録の対象としました。また、島内で捕獲したり、自然に戻したり、または、それを飼ったりすることは、規制されません。登録をしてきちんと飼うのが面倒であれば、いたずらに飼育しないで命を大切に自然に戻すよう、子どもたちにも伝えていければと考えています。生態系に脅威を与えるリスクが不明な部分も多く、世界自然遺産を保全管理するには、現に被害が出ているものへの対処だけでなく、そういったリスクからの被害を未然に防ぐことも重要と考えており、小笠原諸島世界自然遺産科学委員会等からも指摘を受けているところです。</p>
7	<p>・獣医師に診てもらえれば、村長には報告しなくていいということでしょうか。</p> <p>・内地の動物病院や来島した獣医師が見た場合も可とするのか。</p> <p>・規則で、獣医師が村長にその結果を報告するのは努力義務でよいのか。</p> <p style="text-align: right;">(第8条関係)</p>	<p>いずれも、ご意見のとおりです。獣医師に診てもらえるペットは、犬、猫など法令で一部の種類に限定されていますが、それらについては、適正に飼養するよう、まずは獣医師に診てもらうことが重要だと考え、そこまでを義務としました。それ以外の動物については、事実上、村長へ報告することが義務となります。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
8	<p>犬の避妊去勢の義務化は、規則で定めても無効な規定である。犬は、小笠原村でのノネコのように野生化して生態系に影響を及ぼす可能性があるのか。義務付けの必要があれば、審議会に諮問し、答申を得て告示をもって村民に周知しなければならない。</p> <p>(第8条関係)</p>	<p>犬の避妊去勢の義務化は、条例で規則に委任されれば、無効ではないと考えています。</p> <p>犬も野生化して生態系に影響を及ぼす可能性があります。日本の島嶼部でも、例えば、奄美大島など、犬が野外に定着し、アマミノクロウサギへの被害が確認されています。小笠原においては、基本的には、すべてのペットが生態系に影響する可能性があるという認識のもと、生態系への被害の未然防止の観点から制度設計を行っています。そのため、犬、猫の個別の適正飼養の義務については、持ち込んでよいペットとするための前提条件にもなっています。</p>
9	<p>規則の別表第2には「生殖を不能にする手術」とありますが、これに「雌雄の分別飼育等」を付け加えることを要望します。繁殖を防止するための措置等として避妊・去勢手術は繁殖防止のほかに様々な病気の予防につながる事もあげられる一方、生体へのデメリットもあることから獣医でも賛否が分かれています。環境省の「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」においても、繁殖制限に「雌雄の分別飼育等」が規定されています。環境省では主に保護センターなどでの殺処分を減らすことを目的に繁殖制限が掲げられてます。今回のペット条例は島の生態系保全のため「人とペットと野生動物が共存できる島」というのが目的とのことですが、ここに関して、手術による負担をペットと飼い主に義務化するのではなく、選択肢を残してほしいと思います。犬に関しては、猫と生態行動の違いから、飼育管理を徹底すれば、繁殖を管理・防止することが可能です。現状で世界の島嶼部でも野生化による生態系への影響は及ぼしていません。よって「生殖を不能にする手術、雌雄の分別飼育等」とし、手術以外の繁殖防止策も含める事を要望します。</p> <p>(第8条関係)</p>	<p>犬についても、個々人の管理能力に差があり、適正飼養と管理の徹底が課題となっています。過去、小笠原でも犬の逸走による妊娠の事例もありました。また、災害時において一度に複数の犬が逃げ出してしまうことも考えられます。ただし、犬の状態により手術ができないこともありますので、一概に義務化するものではありません。獣医師の診断等も踏まえて、ご意見をいただきました雌雄の分別飼育も含めまして、柔軟に運用していくことを考えています。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	<p>「生態系に著しい影響を及ぼすおそれが」ない場合には、放棄しても良いとの趣旨に読める。</p> <p>(第10条関係)</p>	<p>ご意見を踏まえ修正を検討します。</p>
11	<p>・「飼い主の会」という名称を規定していて適正さに欠ける。飼い主がひとりでも結成することも可能となっている。</p> <p>・規則の規定で飼い主の会に行政指導の権限を与える規定になっている。</p> <p>(第11条関係)</p>	<p>「飼い主の会」組織として規定したものであり、名称を縛るものではありません。また、一人で結成することを妨げるものでもありません。</p> <p>指導に関する表現については、ご意見を踏まえ修正を検討します。</p>
12	<p>野生動物への餌・水やりを禁止するのは厳しすぎである。自宅に柑橘類の枝差しや水場の提供を自宅などで行っている村民は多い。</p> <p>(第11条関係)</p>	<p>みだりに行うことについて自粛を求めるものなので、一定のルールもと、あるいは、社会通念上問題ない範囲で行っているものに関しては問題ありません。また、罰則規定もありません。禁止規定に関する表現については、ご意見を踏まえ修正を検討します。</p>
13	<p>・審議会については、何を審議するか具体性に欠け村長の裁量にゆだねている、また必ず設置しなければならないわけではない。飼うことを規制する愛玩動物種を、村長が規則でその裁量でできるようにしている。飼うことを規制する愛玩動物種の指定が、審議会諮問事項として明記されなければならない。</p> <p>・キャンプ禁止条例の規定のように、審議会の名称、審議事項、委員の構成、人数、権限、任期を条例で明文化しなければならない。</p> <p>・条例ごとの審議会ではなく、キャンプ禁止条例の審議会と一本化するのがよい。</p> <p>(第12条関係)</p>	<p>審議事項については、第6条第2項に明記しており、規制するペットの種類を指定するのではなく、規制しないペットの種類を指定するにあたって審議を行います。</p> <p>委員の構成については、この条例で規定しています。審議事項については、第6条第2項に明記しているもののほか、条例の施行に関することについて審議することができます。人数等詳細については、審議する内容によって、関係者や専門家の人数が確定しにくいいため、規則に委ねています。</p> <p>また、ペットに関する条例のため、審議会もそれに応じた委員の構成になるものと考えています。この条例において、キャンプ禁止条例の審議会と統合することはなじまないと考えています。</p>
14	<p>指導と勧告の違いは何か。</p> <p>(第13条関係)</p>	<p>どちらも違反に対しての行政が行う対応ですが、勧告の場合は、期限を設けて行う分、指導より厳しい措置となります。</p>
15	<p>抑留とは何か。</p> <p>(第13条関係)</p>	<p>抑留とはその場から動かさない状態をいいます。具体的には、例えば、自宅や宿から移動させない、などを想定しています。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
16	<p>第7条の虚偽の申告をした者に対し、2万円の過料をすることですが、申告をせずに、持ち込みをした者又はしようとした者に対する過料はないか。無申告は、ある意味、虚偽の申告より悪質。</p> <p>(第15条関係)</p>	<p>ご意見を踏まえ修正を検討します。</p>
17	<p>附則第6項について、新たな持ち込みは良く、島内繁殖は全てだめという事だと、持ち込みのたびに新たな脅威（病気や微生物など）が持ち込まれることとなります。全てダメでなく、管理できる範囲内で等一定条件をつけ島内での繁殖も認めるべきだと思います。これは子供や人間としての島民の心にとっても必要なことだと思います。</p> <p>(附則関係)</p>	<p>附則第6項は、将来的に、第6条が施行した際の規定になります。第6条が施行された際、新たな持ち込みは制限されますが、既に持ち込まれたペットは規制されませんので、引き続き飼うことができます。そのため、第6条施行する前にペットを持ち込んだ場合、島内でそのペットが流通してしまうと、第6条が骨抜きになる可能性があるため、この規定を設けています。なお、既に持ち込まれたペットとは第6条施行時点で登録されているペットのことになります。また、繁殖制限は、ペットの種類によっては不可能な場合も多いため、制限は設けていません。</p>
18	<p>・附則第6項は審議会の諮問事項とすべきである。</p> <p>・附則第6項の規定の理由が、その後規則で指定する愛玩動物にも適用できるという考えであれば、それはできない。本条例(素案)施行日は、1回限りだから。</p> <p>(附則関係)</p>	<p>ご意見につきましては、今後、パブリックコメントを実施する際の参考させていただきます。</p> <p>なお、小笠原村のパブリックコメントに関しては実施の根拠や定められた期間がありません。今回のパブリックコメントの20日間としたのは、村の直近のパブリックコメント、「小笠原村総合基本計画中期5ヵ年基本計画素案」の期間と同じにしました。</p> <p>これまでも何度か住民説明会を開催させていただきましたが、それに加えて、条例の事前の周知広報も兼ね、個別に意見募集する機会を設けさせていただいたものになります。</p>
19	<p>村民らの意見を求める際に、条例文のみで、経緯の説明、語句の解説が全くなく、不親切極まる。説明会の開催も、パブリックコメント締切後のというのも理解できない。通常のパブコメ期間30日に比べ短く、その間に質問を直接したりできる役場の開庁日は16日しかない。説明会を開かず、素案だけの公開と期間の短縮は、小笠原村議会3月定例会上程から逆算したパブコメを求めましたというアリバイ作りとしか思えない。</p> <p>(その他)</p>	<p>ご意見につきましては、今後、パブリックコメントを実施する際の参考させていただきます。</p> <p>なお、小笠原村のパブリックコメントに関しては実施の根拠や定められた期間がありません。今回のパブリックコメントの20日間としたのは、村の直近のパブリックコメント、「小笠原村総合基本計画中期5ヵ年基本計画素案」の期間と同じにしました。</p> <p>これまでも何度か住民説明会を開催させていただきましたが、それに加えて、条例の事前の周知広報も兼ね、個別に意見募集する機会を設けさせていただいたものになります。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	<p>絶対反対。本条例・規則(素案)を撤回し、法令に基づいた条例案を立法技術者により作り直し、提案をやり直すべきである。地方自治法第14条第2項に違反している。</p> <p>(その他)</p>	<p>地方自治法第14条第2項の規定における義務を課し権利の制限することに関しては、規則で規定しているところはすべて、条例において委任する旨規定しています。また、基本的なところは、条例において規定しており、規則においては、条例の特例的事項、具体的事項に関して限定して規定しています。規則に委ね、村長の裁量に任せるかどうかは、村民の代表である村議会の判断によるところになります。</p>
21	<p>説明会等でこの条例の根拠法が自然環境保全法であると説明を受けたが、それは間違いである。根拠法は動物の愛護及び管理に関する法律である。それを合体させようとして、混乱と矛盾と無理が生じている。</p> <p>(その他)</p>	<p>これまでの住民説明会等でも説明していますとおり、この条例に根拠法はなく、村独自の条例となります。</p>
22	<p>外来生物法などの現行法制度などでは、世界自然遺産小笠原諸島を守ることに十分ではないことから、遺産登録の際、審査機関であるIUCNから「新たな外来種対策」が求められた。これに異論を挟む者はいないだろう。そのため、その一環として飼いネコ適正飼養条例を改正強化し、さらに対象を愛玩動物に拡大し規制することに、私は、総論賛成の立場で当初から臨んできた。しかし、その対策がこの本条例(素案)規則(素案)が唯一であるのは、管理機関の政策貧困の現れである。でなければ、村が条例を制定すれば外来種対策を解決してくれるという他の管理機関の責任放棄であろう。</p> <p>また、これを良いと自画自賛している小笠原諸島世界自然遺産各会議・委員会及び管理機関に強く再考を求める。</p> <p>(その他)</p>	<p>ご意見として管理機関に共有します。</p>